

茅ヶ崎市記者発表資料
2026年4月28日
経営総務部職員課 課長 鈴木 章浩
電話 0467(82)1111 内線 2569

～職員が支え合い、働きやすい職場のために～ 県内初、ありがとう加算(勤勉手当)制度開始

男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、育児休業等により、職員の欠員時に担当業務を代替した職員(以下「応援職員」という。)の業務遂行意欲の向上を図り、育児休業等を取得する職員と応援職員が安心して働き続け、働きがいのある職場環境を整えることを目的として、応援職員に対する「ありがとう加算(勤勉手当の加算措置)」を、県内初の試みとして導入します。

1 制度概要

職員が育児休業等を取得したことにより所属職員に欠員が生じ、1月以上補充されなかった場合に、その期間中に業務を代替して行った職員に、勤勉手当の成績率に一定割合の加算を行います。

2 加算対象となる事由

職員の育児休業、介護休暇、傷病休職、退職等により欠員を生じ、その欠員に対し1月以上代替職員(会計年度任用職員含む)が補充されないために、所属職員が業務を代替したものの。

3 加算対象となる職員

欠員一人につき、当該欠員により生じた事務を代替した職員4人まで。

4 加算する成績率

一人当たり0.01月×業務を代替した月数

5 適用時期

令和8年6月1日以降の休業等に係る期間について、令和8年12月期の賞与から適用します(6月1日～11月30日、12月1日～5月31日の算定期間について、それぞれ12月期・6月期の賞与支給時に反映)。